

文化力による京都活性化推進条例に基づく基本指針

2 1 世紀の京都文化力創造ビジョン

京 都 府

目 次

策定の趣旨	1
第1章 基本理念	2
1．京都の文化力とは	2
2．文化力による京都の活性化の推進にあたっての基本理念	3
第2章 基本目標達成のための施策	5
基本目標 京都の文化芸術の継承、発展及び創造	5
1．京都の文化の継承、発展及び創造（第10条関係）	5
(1) 文化に触れ、身近に親しむことができる機会の提供	5
(2) 文化に関する公演、展示等への支援	6
(3) 文化の振興及び発展に顕著な貢献をした者の表彰	7
2．地域における文化の振興（第13条第1項関係）	7
基本目標 文化力による次世代の育成	8
1．学校教育等における文化活動の充実及び文化活動を行う者による学校等における文化活動に対する協力への支援（第14条関係）	8
(1) 文化に関する体験学習の充実	8
2．次世代の文化活動の充実等（第15条関係）	9
基本目標 文化力による京都の活性化	10
1．文化的創作物を創造する者への支援（第11条関係）	10
2．歴史的又は文化的な景観の保全等（第12条関係）	10
3．地域における文化活動その他の活動の充実等（第13条2項関係）	11
4．知的資産の活用（第16条関係）	11
5．文化的創作物の創造による活性化（第17条関係）	12
6．文化資源の観光資源としての活用（第18条関係）	12
基本目標達成に向けた留意事項	13
第3章 推進体制	15
1．府民等の役割	15
(1) 府民の役割	15
(2) 文化活動を行う者の役割	15
(3) 大学等の教育研究機関の役割	16
(4) 事業者の役割	16
2．府の責務・役割	16
(1) 交流の促進	16
(2) 連携・協力・支援	17
(3) 発信	17

策定の趣旨

「文化力」という言葉は、文化庁が提唱する「関西元気文化圏」^{*1}構想で使われて以来とみに普及してきた言葉である。

しかし、四半世紀以上前の1979年、既に、新京都学派の重鎮、故・桑原武夫氏が「文化力ということ、とっくり考えてみなければならないところへ日本はきていると思う。」と述べ、国際社会への日本文化発信の重要性を説いており（昭和54年9月6日付け朝日新聞）「文化力」という言葉は、まさに「京都発」の言葉であると言える。

平成17年10月、全国ではじめて、この「文化力」という言葉を冠した「京都府文化力による京都活性化推進条例」（平成17年京都府条例第40号）（以下、「条例」という。）が制定された。

【条例の目的】

歴史と伝統の上に新たな文化を常に創造してきた京都の文化を21世紀に継承・発展させること

新たな文化の創造を社会の様々な分野で呼び起こすことにより、人と地域の絆のもとに、次代を担う子どもたちが文化に育まれ、誰もがいきいきと心豊かに暮らすことができる活力ある京都をつくっていくこと

このビジョンは、条例第7条の規定に基づく「基本指針」としての位置づけのもとに、次に掲げる3つの基本目標を達成するために必要な事項を定める。

【基本目標】

基本目標 京都の文化芸術の継承、発展及び創造

基本目標 文化力による次世代の育成

基本目標 文化力による京都の活性化

【計画期間】

計画期間は、国民文化祭^{*2}が京都で開催される平成23年までの概ね5年間とする。

この計画期間中においては、上記基本目標達成に向けた施策がそれぞれ相乗効果を発揮し、平成23年の国民文化祭の成功に結実するよう、施策の総合的な推進を図る。

*1 「関西元気文化圏」：関西から日本の文化が力強く発信されることをねらいとして、河合隼雄文化庁長官が提唱したもの。『関西』から日本の社会を文化で元気にしていくことを目指す。

*2 「国民文化祭」：全国各地で国民一般の行っている各種の文化活動を全国的規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより、国民の文化活動への参加の気運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことをねらいとした祭典

第1章 基本理念

1. 京都の文化力とは

文化力は、一般的に、次の3つの力に大別される。

芸術をはじめとする文化自体が有する価値によって、心・精神を揺り動かし、生きる喜び・充実感、やすらぎなどをもたらす力

人々の心を結びつけ、相互に理解・尊重する土壌を形成したり、産業と密接に結びつくことによって、より高い付加価値を生み出す創造力の源泉となるなど、地域社会、経済社会を活性化する力

人の感覚に訴え、心情を強く捉えることにより、人や集団を惹きつけ行動させる力

「もの」の豊かさを追い求めた時代から、精神的な豊かさ、心の豊かさを求める時代へと転換しようとしている21世紀にあって、伝統文化から現代文化までの幅広く奥深い京都の文化は、その継承・発展・創造を通じて、次の多様な力を発揮することが期待されている。

豊かな人間性の涵養

すばらしい文化に触れると、人は楽しさや感動、精神的なやすらぎを覚えるとともに、感性が刺激され、創造力がかきたてられる。このように、文化は人を元気にするとともに、他者に共感する心を通じて相手を尊重する気持ちを育むなど、豊かな感受性や人間性を涵養する。

京都では、生活の中から芽生え、府民の自発的、自由な発想に基づく文化の活動により、優れた人間性が豊かに形成される環境が築き上げられてきた。

京都の文化には、こうした環境のもと、次代を担う子ども・青少年（以下、「次世代」という。）の豊かな人間性を涵養する力が蓄えられている。

心豊かな地域社会の実現

ふるさとの伝統的な祭事、美しい自然や町並みなどは、ふるさとに対する誇りや愛着を深め、住民共通の「よりどころ」となって、人と人を結びつけ、相互に理解し、尊重しあう土壌を提供するなど、心豊かな地域社会を実現する基盤となる。

京都では、各地域において、人や地域の絆を強める上で大きな役割を果たす、重層的に受け継がれてきた有形・無形の文化資源が今も豊かに息づいている。

京都の文化には、こうした多彩で個性的な文化資源を介した活発な活動を通じて、心豊かな地域社会を実現する力が蓄えられている。

より質の高い経済活動の実現

デザインやものづくりの技術は、製品の付加価値を高め、購入意欲を刺激する。

また、映画や音楽などの余暇関連産業は、今後一層の成長が期待されている。今日の社会においては、文化の持つ創造性は経済の発展に欠かせない。

京都では、文化が産業と密接に結びつくことにより、製品の付加価値が高められ、それが新たな文化の創造に結びつくといった好循環のもとに、文化の発展と伝統産業や先端産業をはじめとする多彩な産業の振興が図られてきた。

京都の文化には、学問、技術、多彩な意匠などを活用した創造活動を通じて、より質の高い経済活動を実現する力が蓄えられている。

人類の真の発展への貢献

現在、生命科学（クローン技術など）の発達により、人類の倫理観や価値観にかかわる問題も生じつつある。また、情報通信技術の発達は、私たちに多大な恩恵をもたらす一方で、情報過多や実体験不足などのマイナス的側面も指摘されている。

京都では、「もてなし」、「しつらい」といった相手を気遣う気持ちを大切し、また、自然との共存・調和を図ろうとする精神性豊かな文化が育まれてきた。

京都の文化には、人間尊重の価値観・倫理観、自然環境を大切にすることなどを通じて、科学技術の発達が人類の真の発展に貢献するものとなるよう支える力が蓄えられている。

文化による国際交流を通じた相互理解の促進

世界の異なる文化間の交流を通じ、他の文化を理解・尊重する気運が醸成され、ひいては、国際協調と世界平和の礎が構築されていく。

京都では、長い歴史の中で、海外の文化を受け入れながら独自の文化様式を形成するなど、多様な価値観に対する寛容や異なる文化を尊重する文化を育んできた。

京都の文化には、こうした京都の文化の発信や文化を介した国際交流を通じて、異なる価値観を有する人々と共生し、相互理解を促進する力が蓄えられている。

2. 文化力による京都の活性化の推進にあたっての基本理念

文化力による京都の活性化の推進にあたっては、京都文化力が最大限その力を発揮することができるよう、条例第1条に掲げられた次の7つの基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施する。

(1) 文化活動の活発化

府民が居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境の整備を図るとともに、府民の自主的・主体的な文化活動が活発に行われるよう、施策を推進する。

(2) 文化を大切にする気運の醸成

府民一人ひとりが、京都の文化の担い手としての自覚の下に、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、文化を重視した生き方を実践することにより、京都の文化の継承、発展に努め、かつ、社会全体で文化を大切にする気運

の醸成が図られるよう、施策を推進する。

(3) 文化が息づく地域社会の実現

各地域における多彩な文化資源を活かした活動の活性化等を通じて、地域の歴史及び風土を反映した魅力ある文化が息づく地域社会が実現されるよう、施策を推進する。

(4) 創造性豊かな社会の実現

文化活動により生み出される多様な創作物（以下「文化的創作物」という。）を創造する者に対する支援等を通じて、京都の知的資産を活用した活動が活発に行われる環境を整備することにより、創造性豊かな社会が実現されるよう、施策を推進する。

(5) 基礎的な学問、研究等の振興

効率性や合理性、経済性だけでは図ることができない基礎的な学問研究や、先駆的な文化活動が、長期的には、京都の文化の多様性を維持し、将来の社会の発展を支えるものとなることから、これらの振興に十分配慮する。

(6) 人間尊重の価値観の涵養

科学技術の発達をはじめとする社会の発展が、真に心豊かな府民生活の実現に寄与するものとなるよう、人と人が直接触れあう機会を提供し、また、人間尊重の価値観や倫理観を涵養する文化の役割に十分配慮する。

(7) 文化芸術振興基本法・多様な文化の振興

京都の文化力は、長い年月をかけて築き上げられ、高められてきた京都の文化の中核をなす文化芸術の中に最も豊かに蓄えられていることから、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の趣旨を十分踏まえ、芸術をはじめとする多様な文化の振興を図る。

第2章 基本目標達成のための施策

第1章の「基本理念」を踏まえ、府は、3つの基本目標の達成に向け、府民一体となって取組を進める。

基本目標 京都の文化芸術の継承、発展及び創造

京都の多様な文化芸術は、悠久の歴史の中で、我が国を代表する文化芸術といわれるまでに高められてきた。同時に、丹後から山城までの各地域において、個性豊かな文化を築き上げ、京都の文化を高め、支えてきた。

京都の文化芸術が、現代においても国内外の人々を惹きつけてやまない魅力を放っているのは、長い時間をかけて人々に親しまれ、評価され、磨かれてきたことによる。

人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生をおくる上で、大変大きな力を発揮する京都文化力は、こうした京都の文化芸術に最も豊かに蓄えられている。

文化力による京都の活性化を推進していくためには、文化芸術振興基本法を踏まえ、長期的で継続的な視点に立って、京都の多様な文化芸術の継承、発展及び創造に向けた取組を推進することが求められる。

1. 京都の文化の継承、発展及び創造（第10条関係）

(1) 文化に触れ、身近に親しむことができる機会の提供

施策の方向

- ア 伝統文化が広く府民に親しまれるようにするため、伝統文化を紹介・発信し、体験する機会を提供する。
- イ 優れた文化芸術が創造され、広く府民に親しまれるようにするため、府立の文化施設や各地域の文化会館などを拠点とした多様な文化芸術の発信機能を強化する。
- ウ 映像文化が広く府民に親しまれ、新たな文化の創造や京都の文化全体の活性化に繋がるようにするため、映画、関係資料の保存・活用の促進や、発信機能を強化する。
- エ 文化芸術の振興や次世代の文化体験活動などの活性化を図るため、優秀な芸術家のみならず、それを支え、協働して多彩な活動を行おうとする幅広い人材の育成・確保に努めるとともに、これらの人材や府内の文化芸術活動等に係る情報の総合発信機能を強化する。
- オ 平成20年に、京都が世界に誇る「源氏物語」が世に出てから1000年という時期、「源氏物語千年紀」を迎えることから、日本が世界に誇る文化遺産である「源氏物語」の持つ魅力が再認識されるよう、関係府県、市町村との連携の下、国内外に、幅広く奥深い京都・関西、日本の文化を発信する。
- カ 幅広く奥深い京都の文化芸術に対する理解を深めるため、貴重な歴史的・文化的資料の展示機能の充実に加え、ITを活用した多様な京都の文化芸術の発信等の利活用策を充実する。
- キ 貴重な文化財を適切に保存・活用することにより、文化財の後生への継承を

図る。

ク 以上の施策の推進に当たっては、メディア、出版社、画廊をはじめ、京都の文化芸術の振興に大きな役割を担っている文化の担い手と連携・協働する。

施策の具体例

- ア 京都文化博物館や山城・丹後郷土資料館等を拠点とした伝統文化を体験できる機会、場の提供や展示会の開催
- イ 「ほんまもん」の京都文化を国内外に発信するため、京都文化博物館の展示機能の充実
- ウ 「人間らしきところ」のあり方を中心テーマにした国際会議の開催、国内外への発信
- エ 伝統芸能や日本画、彫刻、写真等の多様な文化芸術の公演、展示の充実
- オ 優れたアーティストなどによる音楽、美術・工芸等多様な文化芸術の発信、公演、展示の充実
- カ 映像フィルムをはじめとする映像関係資料の収集・展示及び上映
- キ ホテル、金融機関、商店街など身近な場所での京都府所蔵美術品の展示
- ク 府内各地の文化施設や各種団体の催しに関する情報、文化芸術の振興や次世代文化体験活動などへの参画に意欲を有する芸術家の情報等にワンストップでアクセスできる総合的ウェブサイト（以下、「総合的ウェブサイト」という。）の構築
- ケ 「源氏物語千年紀事業」の実施
- コ 文化資料、和書などの展示、公開講座、翻刻出版などの実施
- サ 重要文化財等の保存・修理事業を通じた歴史的建造物等の保存・伝承

(2) 文化に関する公演、展示等への支援

施策の方向

- ア 伝統芸能をはじめとする舞台芸術の継承、発展を図るため、これらの公演に対する支援を行う。
- イ 京都の美術工芸分野における頂点の伸長と裾野の拡大を図るため、芸術家で構成される団体による展示会への支援や、府民の自主的な文化芸術活動を活性化させるための支援を行う。
- ウ 全国高等学校総合文化祭^{*3}の京都開催により高められた次世代の文化活動を国民文化祭京都開催（平成23年）に繋げていくため、多様な文化活動に対する支援を行う。

施策の具体例

- ア 次世代をはじめとする府民が広く古典芸能に親しむ環境の整備と古典芸能公演への支援
- イ 京都ゆかりの芸術家育成を図るための支援公演、異分野交流のプロデュース

*3 「全国高等学校総合文化祭」：高校生の創造活動の向上と相互の理解を深めることをねらいとして、芸術文化活動の発表を行う高校生の文化の祭典

- 公演、府民との協働・参画プログラム公演等の開催
- ウ 全府的美術工芸団体や大学等が主催する展覧会への支援
- エ 次代の文化を担う学生や若手作家をはじめ、府民の自主的な文化芸術活動・文化事業への後援、各種展覧会等での奨励支援

(3) 文化の振興及び発展に顕著な貢献をした者の表彰

施策の方向

- ア 京都の文化芸術の振興と発展を図るため、文化芸術・学問の向上に寄与した者の業績等を広く顕彰する。
- イ 産・学・公が連携して新たな京都の文化芸術の創造に繋げていくため、京都の文化芸術・学問の発展に寄与した文化人の知見や経験に基づく提案等を受け、仕組みを構築する。

施策の具体例

- ア 京都文化の高揚、発展に多大の功績があった者等の顕彰
- イ 文化芸術、学術等の分野における豊かな人材ネットワークを活かし、文化人と産・学・公の代表者等による新たな文化芸術創造に向けた懇談機会の創設

2. 地域における文化の振興（第13条第1項関係）

施策の方向

- ア 地域の人々が多様な文化芸術に触れ、いきいきと暮らすことができるよう、文化芸術活動への参画を促進するための機会の提供や、各地域における公演、展示等への支援を行う。
- イ 地域の特色ある文化芸術や豊かな自然を活かしたまちづくりなど、地域に根ざした文化活動を促進する。
- ウ 豊富なソフト・ノウハウを有する文化施設などを拠点として、多様な文化の担い手が、地域に根付いた魅力ある文化活動を活発に展開していくことができるよう、地域の文化活動の中核を担う者や文化団体の確保、育成を図るとともに、これらの者と行政、文化施設等の情報交換や相互交流を促進する。
- エ 各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展を図る。
- オ 芸術系大学をはじめとする教育研究機関等と連携・協働し、これらの施策のより一層効果的な推進を図る。

施策の具体例

- ア 市町村、文化団体による実行委員会等が実施する地域密着、体験学習型公演等への支援
- イ 総合的ウェブサイトを活用した地域の文化芸術に関する公演、展示や地域の特色ある文化芸術活動等の情報発信
- ウ 国民文化祭に向けた、市町村、各地域の文化団体、文化施設をはじめとする団体・機関及びその関係者を結ぶ幅広いネットワークの構築
- エ 国民文化祭に向けた地域の自主的・主体的な文化芸術活動の活発化に向けた効果的な支援

基本目標 文化力による次世代の育成

少子化や核家族化の進展、地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもたちは、祖父母や近所の大人など多世代の多様な生き方に触れる機会が少ない中で、様々な世代との交流を体験し、成長していく機会が乏しくなっている。

このような状況を踏まえ、子どもたちが親とは異なる世代と日常的に接することができる仕組みづくりや場を提供するなどにより、自ら企画・行動・評価・引継を行う能力を養い、変化の激しい時代を生き抜く人間力を育ていけるよう導くことが求められている。

京都には、芸術系大学の集積をはじめ、伝統文化から現代文化まで多様な文化の継承・発展・創造に向けた社会基盤が形成されている。また、日常生活の中で「ほんまもん」の伝統文化を享受できる生活があり、歴史の中で究められた芸術と日常生活スタイルとにまだ連続性がある。

こうした特性を活かし、家庭や学校、地域などの場において、子どもたちが多世代の支援を受けながら、仲間とともに文化の心髄に触れ、その技術や工夫、自然との共生の仕方などに対して驚きや畏敬の念を抱き、また、仲間とともに競い合い、自ら文化を創造していくことができる仕組みづくりや場の提供が重要となっている。

親や保護者等子どもの養育に責任を有する者の自主性を尊重しながら、家庭教育や学校教育、地域と大人・子どもたちとの関わりにおいて、地域総体として、文化力による次世代育成に向けて、各種取組を推進していくことが求められる。

1. 学校教育等における文化活動の充実及び文化活動を行う者による学校等における文化活動に対する協力への支援（第14条関係）

(1) 文化に関する体験学習の充実

施策の方向

ア 次代の社会を担う子どもたちの豊かな感性を育てるため、伝統芸能伝承者等による文化に関する様々な体験学習機会を提供する。

イ 生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心等の豊かな人間性を育成するため、学校・家庭・地域社会及び各関係機関との連携を図りながら、職場体験や農山漁村体験など様々な体験機会を提供する。

ウ 第30回全国高等学校総合文化祭京都開催により喚起され、培われた文化活動への参加意欲などを維持・高揚し、文化の発表機会の充実を図る。

エ 京都の伝統文化を体験することにより、伝統・文化を尊重する心を育む。

オ 次世代育成事業に取り組む学校等に対し、事業協力を意欲のある芸術家等に関する情報の提供を行う。

カ 京都文化博物館や山城・丹後両郷土資料館において、地域の伝統的な文化や歴史を体験する機会の充実を図る。

施策の具体例

- ア 優れた知識、技術、経験を有する多様な専門家を小・中学校へ派遣し、心に響く授業による心の教育の充実
- イ 小・中学校で「仕事探求・体験活動、職場体験活動」の実施
- ウ 「体験活動推進地域」、「推進校」において、モデルとなる体験活動の実施
- エ 農山漁村等における体験活動や長期宿泊体験の実施
- オ 全国高等学校総合文化祭等を通じた文化芸術発表機会の提供

2. 次世代の文化活動の充実等（第15条関係）

施策の方向

- ア とすれば、商業主義の中で薄められた文化が流通している現状を踏まえ、次世代が、多世代の支援を受けながら、ものづくりをはじめとする様々な「ほんまもん」の文化を体験する仕組みづくりと場を提供する。
- イ 次世代が、人間同士の直接のぶつかり合いの中での経験を積み重ね、次代を拓くたくましい人間力を涵養するため、仲間とともに自ら文化を創造する喜びを体験する仕組みづくりと場を提供する。
- ウ 次世代の豊かな人間性と多様な個性を育むため、基本目標 の1-(1)- に掲げた公演・展示などにおいて、次世代が多種多様な文化に触れ、体験できるプログラムを実施する。
- エ 芸術系大学をはじめとする教育研究機関等と連携・協働し、上記施策のより一層効果的な推進を図る。

施策の具体例

- ア 本番前の真剣なりハーサルや舞台スタッフの文化創造過程、地蔵盆などの地域文化、多様な文化の創造現場等での体験機会の提供やものづくりや創作の場に次世代が一定期間通うなど、本気の創造の場の体験機会の提供
- イ 次世代が、本公演へ出演するために、指導者のもとで、仲間とともに文化芸術を創造する機会の提供
- ウ 古典芸能をはじめ、京都の多様な文化芸術に関する公演・展示の場における「ほんまもん」の文化に触れ、体験し、理解を深めるためのワークショップ、演目（作品）解説等の実施

基本目標 文化力による京都の活性化

文化には、第1章の1「京都の文化力とは」で述べたように、人々に元気を与え、地域社会全体を活性化させる力がある。こうした文化力を、地域における教育、福祉、観光などの分野においても活用し、魅力ある地域づくりを推進していくことが求められている。

また、文化のあり方は経済活動に影響を与えるなど、地域経済を活性化させる効果があるとの認識も強まっている。同時に、産業の側からも、事業活動を通じて、日々の生活にうるおいやすらぎ、心の豊かさを実感することができる新たな文化の創造に寄与していくことが求められている。

京都では、文化と産業が密接に結びあい、それぞれを高めながら、ともに発展してきた。京都の産業の中に、すばらしい文化芸術の輝きを感じられるのはそのことによる。

個性豊かな地域の文化を活かしたイベントなど、地域振興にも寄与する新しい文化活動を創造・発信していくための環境整備や多彩な知的資産を活かした活動の促進、若手作家・職人の育成、文化による新たな需要の喚起などを通じて地域・経済を活性化させ、誰もが心豊かでより質の高い生活をおくることができるような社会を実現していくことが重要である。

1. 文化的創作物を創造する者への支援（第11条関係）

施策の方向

- ア 京都文化力の向上を図るため、基本目標 に規定する施策、特に、1 - (1) - に掲げた施策の方向性のもとに、京都文化芸術の頂点を支える裾野の拡大に向けた支援等を行う。
- イ 新たな文化マーケット創出に向け、作家や職人、芸術系学生等とマーケットの出会いの場の提供などにより、京都の文化と産業の担い手としての作家・職人等の育成・支援を図る。

施策の具体例

- ア 基本目標 の1 - (2) - ア～エ
- イ 京都に活動の本拠を置く若手作家や職人、芸術系学生等が作品を自由に展示販売することのできる場の提供

2. 歴史的又は文化的な景観の保全等（第12条関係）

施策の方向

- ア 「京の景観形成推進プラン」(H17.12策定)等の推進により、美しい自然、歴史的な建造物や町並みなどの豊かな景観の保全・再生や継承に向けた活動の活性化を図る。
- イ 景観づくりへの社会的な関心を高めるため、府民意識の醸成と啓発、参加と協働による景観まちづくりの推進、景観まちづくりの担い手支援等を行う。
- ウ 景観法を活用した広域的及び特徴的な景観の形成を推進する。

- エ 府域全域で良好な景観が維持保全され、美しい景観が作りだされるよう、景観条例を制定する。
- オ 京都府独自の文化的景観の保護を推進する。

施策の具体例

- ア 景観法に基づく景観計画の策定による良好な景観形成の促進
- イ 京都府が実施する公共事業での施設整備・修復による良好な公共空間の創造・再生
- ウ 景観情報の収集・蓄積・発信、景観に関する府民参加型事業の推進等、景観条例の制定による景観施策の総合的な推進

3 . 地域における文化活動その他の活動の充実等（第 1 3 条 2 項関係）

施策の方向

- ア 歌を歌ったり、舞踊や芝居を通じて身体を動かすことは、身心の健康づくりに役立つだけでなく、人と人との絆を強め、地域コミュニティの活性化にも寄与するものである。観光、教育、福祉等の分野において、こうした文化活動が活発に行われるよう、これらの活動を行う者への支援、相互交流を促進する。
- イ 各広域振興局の地域振興計画の推進等により、地域における文化活動促進のための環境づくり、町並みや景観の保存、伝統的な祭事や伝統工芸等の地域の文化資源を活かした活動の活性化を図る。
- ウ 地域の文化芸術活動の指導者の育成や、観光、教育、福祉などの様々な分野の団体や企業等の活動を活性化するための支援を行う。
- エ 芸術系大学をはじめとする教育研究機関等と連携・協働し、上記施策のより一層効果的な推進を図る。

施策の具体例

- ア 地域の伝統的行祭事や民話、民俗芸能等の掘り起こし・保存・研究・継承を行う活動に対する支援及び支援を通じた世代間の交流や地域コミュニティの活性化
- イ 国民文化祭に向けた市町村、各地域の文化団体、文化施設をはじめとする幅広い関係者・機関のネットワークの構築
- ウ 総合的ウェブサイトを活用した、地域の文化を活かしたまちづくり活動に関する情報提供
- エ 府民、NPO、生産者等が連携し、地域一体となって、地域の特産物の持つ歴史的、文化的価値や魅力を広く地域活性化に活かす活動に対する支援

4 . 知的資産の活用（第 1 6 条関係）

施策の方向

- ア 技術、意匠等の知的資産の適正な活用を通じて新たな価値を生み出し、京都から文化ベンチャーを輩出することを支援するため、高い文化力を有する企業、大学や様々な発想を持つ人材等によるネットワーク（「カルチャー・ベンチャー・ネットワーク」。以下、「CVN」という。）を構築し、知的資産活用の成功事例等を広く情報発信する。

イ 伝統的な技術等を保存・継承し、次代を担う人材を育成するため、伝統を活かした生活文化を創造する産業の振興を推進する。

施策の具体例

- ア C V Nの立ち上げと、文化による起業アイデアの公募や起業化支援等による知的資産活用の成功事例等の情報発信等
- イ 伝統と文化のものづくり産業の基盤づくり（人材育成・技術継承、需要基盤形成等）への支援
- ウ 「源氏物語千年紀」のタイミングを捉えた、企業、大学等との連携による源氏物語に関する多様な事業の展開

5 . 文化的創作物の創造による活性化（第17条関係）

施策の方向

- ア C V Nと連携して、文化力をビジネスに繋げ、「文化による新たなマーケット」の創出に寄与するよう各種取組を推進する。
- イ 作家や職人、芸術系学生等とマーケットの出会いの場の提供などにより、京都の文化と産業の担い手としての作家・職人等の育成・支援を図る。

施策の具体例

- ア C V Nの幅広い人材ネットワークの構築及び文化ベンチャーによる新たな文化マーケットの創出に向けた支援
- イ 文化的創作物を創造する人材等の発掘、選抜等を通じ、文化的創作物の創造を業とし、又は業としようとする者に対する支援
- ウ 「源氏物語千年紀」のタイミングを捉えた、出版、映画、TVドラマ等、源氏物語に関連した新たな文化マーケットの創出
- エ 若手作家等の活動資金の支援制度等の構築に向けた検討
- オ 芸術系大学等と連携し、京都に活動の本拠を置く若手作家、職人が作品を自由に展示販売することのできる場の提供
- カ 海外進出企業との連携や京都文化博物館等における京都の総合的な文化情報の発信機能の強化

6 . 文化資源の観光資源としての活用（第18条関係）

施策の方向

- ア 「観光未来づくりプロジェクト」を庁内に設置し、部局横断の新しい視点から、京都の文化や伝統産業等を活用した魅力ある観光資源の整備等を効果的に行う。
- イ 「競争力のある観光地づくりプラン」(H17.11策定)や各広域振興局の地域振興計画における個性ある地域づくりに向けた地域観光振興施策の推進等により、地域の文化資源の価値を再認識・再発見し、地域づくりの核として地域の活性化に繋げる。
- ウ 各時代ごとに重層的に積み重ねられた歴史・文化資源を関連づけ、新たな広域的観光資源として活用できるよう、市町村や観光団体、文化団体等とのネットワークの強化を図る。

施策の具体例

- ア 地域に埋もれた観光資源（人的・物的）の発掘及びそれらを有機的に連携させて新たな観光を創造する取組を地域に芽生えさせるためのモデル事業の推進、推進体制の整備
- イ 地域の人材を活用し、多様な観光資源の発掘や魅力的な商品化を図る「地域観光クリエイター」の登録や活用の推進
- ウ 長岡京や恭仁宮、紫香楽宮などの古(いにしえ)の都めぐり観光等の広域連携事業の推進
- エ 体験型観光を支える体験リーダーやボランティアガイド等の担い手づくり
- オ 地域の特産物に関する歴史や文化の再発見運動の推進と地域情報発信
- カ 様々なテーマによる歴史・文化を楽しみ、追体験できる地域全体像の発信と個別ルートの選定

基本目標達成に向けた留意事項

少子高齢化の進展により、地域文化の担い手の育成や継承がままならない状況が見受けられる。また、本来、地域文化の主要な担い手となるべき壮年世代は、文化との関わりが相対的に薄い傾向にあることも指摘されている。

一方、今後、シニア層を中心として、文化的価値を大切にし、文化に親しみたいとする生涯学習ニーズがさらに高まることが予想される。

こうしたことを踏まえ、様々な世代がこぞって文化に親しむことができるような環境づくりや仕組みづくりを推進していく必要がある。

併せて、本計画期間中において、施策の推進に影響を及ぼすことが想定される次の事項に留意し、京の文化振興プラン（「文化力による京都活性化について」・「次世代の文化創造について」）（H16.12策定）のPDCAサイクル^{*4}による施策の適宜・的確な見直し・重点化により、施策の一層効果的な推進に努めるものとする。

市町村合併の進展

地域固有の歴史や文化を踏まえた文化芸術の振興が、新たな地域社会の連帯感の醸成に有効であることから、施策の推進にあたっては、指定管理者制度^{*5}の運用の適正化にも配慮しつつ、地域内の公立文化施設の連携を強化するなど、市町村合併が進展する中であって、地域文化の固有性とその担い手の育成に十分留意する必要がある。

*4 「PDCAサイクル」：Plan（企画） Do（実行） Check（評価） Action（見直し）の活動を繰り返しながら、継続的な改善を行う。このサイクルをPDCAサイクルという。

*5 「指定管理者制度」：地方公共団体が設置する公の施設の管理を民間事業者にも行わせることができることとされた制度。地方自治法の改正により平成15年9月から施行され、施行の日から3年後（平成18年9月）までに、旧制度の管理委託制度から指定管理者制度へ移行することとされている。

いわゆる「団塊の世代」の定年退職（平成19年～）

平成19年、いわゆる「団塊の世代」が定年退職のピークを迎える。施策の推進にあたっては、文化芸術の鑑賞者のみならず、自ら文化を創造しようとする者や文化ボランティア、NPOを組織・参画する者が増加するなど、文化の受け手と担い手がともに増加することに留意する必要がある。

併せて、この世代が文化芸術を享受するだけでなく、他の世代とともに、地域固有の文化資源や民俗芸能を活かし、地域に根ざした文化活動を行いやすい支援の仕組みづくりなどが求められる。

京都の文化発信の好機（平成20年～22年）

平成20年のサミット（主要国首脳会議）の日本開催、オリンピックの北京開催、平成22年の上海国際博覧会開催などにより、世界が日本・アジアに特に注目するタイミングを捉え、積極的に国際文化交流を進め、「源氏物語千年紀事業」を実施するなどグローバルな視点による京都の文化発信に留意する必要がある。

「新京都府総合計画」満了（平成22年度）

国民文化祭開催の前年の平成22年に、「新京都府総合計画」の計画期間が満了することから、この計画の総仕上げを通じて、翌年の国民文化祭京都開催成功に向けた環境整備に繋がるよう留意する必要がある。

地上デジタル放送完全移行（平成23年度）

平成23年に、地上デジタル放送に完全に移行することから、施策推進にあたっては、情報化の進展が文化力による京都の活性化に寄与するものとなるよう、情報通信技術の新たな活用手法の重要性等に留意する必要がある。

第3章 推進体制

第1章の1「京都の文化力とは」で述べたように、京都の文化には、心豊かで活力ある京都を実現していく上で欠かすことができない大きな力が蓄えられている。

こうした力を、21世紀にふさわしい京都文化力として再構築・創造していくためには、このビジョンに掲げる基本目標の達成に向け、社会全体で取組を推進していく必要がある。

また、このビジョンの計画期間満了年の平成23年に、

多くの人々が、京都の「ほんまもん」の文化に触れ、親しむことを通じて、日本の文化がさらに深まるような「舞台」と、

次世代が京都の文化を継承し、新たな文化創造に繋げる人材として育まれるような「機会」を提供することを目的として、国民文化祭を京都で開催する。

府は、この祭典の成功に向け、府民、文化活動を行う者（NPO等を含む。）大学等の教育研究機関、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、様々な活動を展開するよう誘発していく「牽引力」としての役割を果たすことが求められている。

さらに、この祭典が21世紀の京都文化力による京都活性化の「起爆剤」としても機能するよう、この祭典の成功に向け、市町村、文化団体をはじめ多様な文化の担い手とのネットワークのもとに、幅広い主体の参画を得て、文化力による京都の活性化を推進していくことが必要である。

1. 府民等の役割

府民、文化活動を行う者、大学等の教育研究機関、事業者は、京都の文化の「担い手」であり、同時に「作り手」であるとの自覚のもとに、文化の享受、支援、創造、継承のサイクルが実現される社会の構築に向け、条例第3条から第6条に掲げられた次の役割を果たすよう努めることが求められている。

(1) 府民の役割

自ら文化に触れ、親しむとともに、次世代が京都の文化に触れ、親しむよう導くなど、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献すること

(2) 文化活動を行う者の役割

自発性・創造性を発揮し特色ある文化活動を行うとともに、他の文化団体や教育、福祉、観光等の団体とも積極的に連携・協力しながら、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献すること

また、学校施設や社会福祉施設等と連携しつつ、文化力による次世代育成や福祉、観光など幅広い分野での活動を通じて、心豊かな地域社会の実現に寄与することが

期待される。

(3) 大学等の教育研究機関の役割

文化施設や文化団体と連携しつつ、京都の文化の担い手や文化団体と住民を結びつける人材等の育成、文化団体、文化施設の活動への支援などを通じて、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献すること及びその専門知識、人材、設備等を活かして、京都の文化の振興に組織的に参画していくこと

また、地域と協働し、文化を活かした地域の活性化や担い手の育成、さらには、京都文化力を地域経済やまちづくり、教育、福祉等の地域振興に活かしていくことが期待される。

(4) 事業者の役割

地域の文化活動等を積極的に支援するとともに、事業活動を通じて、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献すること

また、CVNへの参画や、例えば、企業広告のデザイン等に京都の若手作家を積極的に活用するなど、京都の芸術家の活動支援についても配慮することが期待される。

2. 府の責務・役割

府は、条例第8条に掲げる推進体制の整備等を図るため、教育委員会と連携するとともに、広域振興局を核として市町村とより一層の連携強化を図るとともに、「関西元気文化圏」を推進している関西府県をはじめとする都道府県、国等との幅広いネットワークを構築する。

さらに、地域文化の振興や文化力による次世代育成などに意欲を有する者などの人材を掘り起こし、その活動を支援するとともに、総合的ウェブサイトからの情報発信等を通じて、これらの人材を支え、協働して多彩な活動を行おうとする者とのマッチングを図ることなどにより、

府民、文化団体、大学等の教育研究機関、事業者が自らの役割を円滑に果たしながらそれぞれの活動が活発に展開されるよう、これらの者の交流を促進し、「文化の絆」を高め、

それにより活性化された京都文化力が、次世代育成や地域づくりなど、幅広い分野でその力を発揮できるよう、様々な主体との連携・協力・支援を進め、

これらにより高められた京都文化力を国内外に広く発信していく必要がある。

(1) 交流の促進

府民、文化団体が、芸術家、大学等の教育研究機関、事業者等の支援を受けながら、多彩な文化活動を活発に展開できるよう、これらの者の交流を促進する。

文化団体が、芸術家、大学等の教育研究機関、事業者等による支援を受けながら、地域に根ざした多彩な活動を活発に展開できるよう、これらの者の交流を促進する。

教育関係者が、文化団体、芸術家、大学等の教育研究機関、事業者等（「文化団体等」という。～において同じ。）の支援を受けながら、次世代育成に向けた取組を効果的に展開できるよう、これらの者の交流を促進する。

福祉関係者が、文化団体等の支援を受けながら、高齢者・障害者等の社会参加や能力発揮、身心の健康維持・増進にも効果が期待できる文化芸術(絵画や書道、歌やおどりなど) を取り入れた活動を効果的に展開できるよう、これらの者の交流を促進する。

観光関係者が、文化団体等の支援を受けながら、地域の隠れた文化資源や行事等を観光資源として効果的に活用できるよう、これらの者の交流を促進する。

文化的創作物の創造を行う者が、文化による新たな産業の創出を図ろうとする者などの支援を受けながら、創造活動を活発に展開できるよう、これらの者の交流を促進する。

(2) **連携・協力・支援**

京都の文化を、新たな文化の創造に繋げていくため、府民、文化団体、大学等の教育研究機関、事業者、芸術家(以下、「多様な文化の担い手」という。) との連携・協力・支援を進める。

「ほんまもん」の文化を次世代育成に繋げていくため、教育関係者と多様な文化の担い手との連携・協力・支援を進める。

文化芸術活動を、高齢者・障害者福祉等の分野に活かしていくため、福祉関係者と多様な文化の担い手との連携・協力・支援を進める。

地域の多彩な有形・無形の文化資源を、観光振興や地域の活性化に繋げていくため、文化を活かしたまちづくりを行う者と多様な文化の担い手との連携・協力・支援を進める。

多彩な知的資産や創造性豊かな文化を、文化ベンチャーの輩出や新たな文化マーケットの創出に繋げていくため、文化的創作物の創造活動を行う者と多様な文化の担い手との連携・協力・支援を進める。

(3) **発信**

京都文化博物館、総合資料館、山城・丹後郷土資料館等の文化発信拠点のみならず、内外の企業等の理解と協力を得て、伝統文化をはじめとする多様な京都の文化芸術や観光振興・産業化・まちづくりも視野に入れた創造的な京都の文化を国内外に広く発信する。

内外の有識者、大学等の教育研究機関などと連携し、自然環境と共生し、海外の多様な文化や価値観を受け入れながら独自の文化を育んできた京都の文化を国内外に広く発信する。

広域振興局を拠点として、市町村と連携し各地域の個性豊かな文化資源や特産物等を活かした多様な文化を国内外に広く発信する。